

530-0047

大阪市北区西天満2-1-10

大阪地裁民事5部

合議2B係御中



山田陽三裁判長殿

平成16年(ワ)第14236号事件に関する
重要証人の採用を求める要請書

当裁判は、一色貞輝前豊中市長と桂容子現すてっぶ館長の証言抜きでは本事件の核心に迫ることが出来ません。三井原告の本人尋問の後、保留になっている両人の証人採用を熱望します。

意見・要望

住所

名前